



神政審 第 10 号
令和7年10月21日

神栖市長 石田 進 様

神栖市政治倫理審査会委員長 吉 田 勉



調査結果報告書

神栖市市長等の政治倫理に関する条例（令和3年神栖市条例第18号）第10条第3項の規定により、次のとおり報告します。

1 調査請求の対象者の職・氏名及び対象となる事由の内容

＜調査請求の対象者の職・氏名＞

神栖市議会議員 山中 要

＜対象となる事由の内容＞

調査請求人が提出した調査請求書及び当審査会において調査請求人から聴取した内容等によると、概略次のとおりである。

神栖市の児童見守り放送（以下「児童見守り放送」という。）について、調査請求の対象者となる議員（以下「調査対象議員」という。）が自身のInstagramの投稿（令和7年4月22日付け。以下「Instagram投稿」という。）において、あたかも自身の実績であるかのような虚偽の公表をしたことは不誠実である。

また、このことについて、調査請求人が指摘したにも関わらず調査対象議員が認めなかったことは、市民全体の代表者として品位に欠けるものであり、議員としてふさわしくないことから、神栖市議会議員政治倫理条例（令和3年神栖市条例第19号。以下「議員政治倫理条例」という。）第3条第1項第1号に違反する可能性がある。

2 調査結果

調査請求人から提出された調査請求書の記載内容、調査対象議員の回答及び聴取等をもとに慎重に検討を行った結果、調査対象議員が行った行為は、議員政治倫理条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理基準にただちに違反するとまではいえないと思慮する。

しかしながら、インスタグラム投稿の内容は議員として施策提案するにあたり、議員としては周辺の関連する諸活動など十分な情報を把握したうえでの確に情報開示・提供すべきところ、一般に誤解を生じさせるおそれが強い態様になっており、かつ調査請求人からの指摘を受け削除などの要請があったにもかかわらず、その精査や何らの改善策等をほとんど講じなかったことなどにおいて調査請求人への配慮が著しく欠けていたことは否めない。

また、本件事案の対象となる児童見守り放送の実施という具体的な施策に関する調査対象議員と調査請求人との議員間討議が全くといってなかったこと及び本件事案に対して「議会を巻き込んで圧力を加えるかのような対応をされた」と調査請求人が主張していることを踏まえると、そのような対応ではなく、施策提案に対する当事者間の真摯な話し合い、議論を行う等の対応が真に求められたものと考えられる。

調査対象議員は、これらの点について真摯に認識し、調査請求人への必要な配慮等を尽くし、市民の代表たる議員としてふさわしい対応を講じることが必要と思われる。

一方、調査請求人にとっては、インスタグラム投稿内容を虚偽の事実として認識したうえで、調査対象議員に対し、投稿内容の削除等や謝罪を要求したにもかかわらずそれに応じなかったことを大きな問題としており、その部分では当審査会も概ね同様の認識があるが、調査請求人の要求の態様により調査対象議員が早期に謝罪を申し入れる機会を失わせざるを得なかったことも想定しうる。

この問題は、両者において児童見守り放送が積極的に推進していくべき施策との共通認識があることを前提とするならば、これまでの議員活動の中で互いが議論、協力するなどを経て、より良い施策提言に結びつけるようなこともあり得たわけであり、今般のような事案発生も生ぜず、議員当事者間において円満に解決できるような事案であったものとも考える。

3 調査結果の結論に至る理由

本件において審査すべき論点としては、上記2の調査結果にも簡潔に整理しているように、(1) 議員の政策提言の活動で他の議員が同時あるいは先行して取り組んでいた際にそれを十分に理解せずに自らの実績かのようにインスタグラム投稿に及んだこと、(2) それについて異議を指摘された際に真摯にこれに向き合い適切な解決を図ろうとすることに及ばなかったこと、さらには(3) 当事者間の問題であるにもかかわらず、調査請求人に何らの断りも無しに議会全体の問題としてクローズアップさせるような行動に出たことの3点が、政治倫理基準に抵触する言動ないしは妥当な言動であったかどうかにあると考えられる。

当審査会は、調査請求人及び調査対象議員への文書による確認等、面談による事情聴取のほか、本件事案の関係部署であるとされる神栖市教育委員会教育指導課（以下「教育指導課」という。）及び生活環境部防災安全課（以下「防災安全課」という。）に対し事案に関する確認等を行い、それぞれについて回答を得て、審査に当たっての重要な情報として把握しているものであり、それらも踏まえて以下で整理する。

（１）インスタグラム投稿に関して

先ず、インスタグラム投稿にある「他市の事例を参考に週２回実施の提言」及び「防災安全課、教育指導課ともに協議」との記載は、投稿者、すなわち調査対象議員が自ら主体的にこれらの行動を行ったように一般に認識される可能性が強いが、調査請求人はそのことについて疑義あるいは虚偽の記載である旨を指摘している。

調査請求人によると、児童見守り放送は、調査請求人が議員職に就く前から神栖市に対しその実現のため要望を申し入れただけでなく、他市に赴き実態調査を行い、また、幾度も市側と協議を重ね、ようやく実現に至ったという調査請求人自身の自負があり、このことについて極めて不快な感情を持ち是正を求めるに至ったものと認められる。

一方、調査対象議員によると、令和６年１０月頃に教育指導課を訪問し、当時の当該課長に対し児童見守り放送に関する「文言の変更」及び「回数増加」を提案し、その後、令和７年４月から実際に放送回数が２回となったこと、また、インスタグラム投稿は施策を開始させたとの趣旨ではなく、回数改善に向けた要望を行い、その結果改善があったことを報告するものであったとの説明がなされ、すなわち、インスタグラム投稿は虚偽でないとの主張がなされた。

これらに関しての教育指導課の回答によると、調査請求人からは議員職に就く前の令和５年３月１６日に児童見守り放送に関する要望書が提出されていたことや、神栖市における週２回の実施に向けた調査請求人との協議等に関する内容及び時系列等が詳細かつ明確に記述されている一方で、調査対象議員との接触経過については、令和６年１１月下旬頃又は１２月初旬に来庁した際に、児童見守り放送に関する「文言の変更」についての発言があったこと、令和７年５月８日に来庁した際には「回数増加」の言及があったことは認めるものの、教育指導課での整理であるところの特定の政策立案に係る「提言」や具体的な施策実行を促す「要望」といった類いのものというよりも、より個人的な考えや感情の表明である「意見」という認識である旨の説明がなされている。特に、同年５月の来庁時では既に４月に週２回放送を実施していたこともあり、具体的な施策実現との関係は希薄であるような認識を持っているように思われる。

また、防災安全課の回答によると、令和６年１１月下旬に来庁した際に児童見守り放送について質問があったが具体的な提言等はなかったとしている。

以上からすると、調査請求人の主張は教育指導課の回答・説明やそれを補強する形での防災安全課の回答からほぼ事実であることが確認できるし、その一方で、調査対

象議員の言説は論拠に希薄さが感じられるように思われる。

本件事案の根底にあるものは、ある議員が自らの施策提案であると認識し自らの実績として発信した事項が、先行して他の議員が既に実現に向けて取り組んでいることとの関係をどう考えるか、すなわち、議員の活動のあり方自体にもかかわってくる基本的な問題であると考えられる。

議員は自らを支持した住民により選出されるが、その活動はすべて住民のためにつながる政策にかかわる審議を行うことが求められる。議員は、執行部の提案する予算、条例等を審議するとともに、自らの提案を行うことも同時に求められる。本件のような提案は条例になるかどうかは別として、元を正せばそれぞれの議員がそれぞれの思いにより発案されるものであることは一般にも受け入れられることであろう。

しかしながら、他の議員において、あるいは執行部との関係も含む中で、同様の発案がなされるような場合は単独で制度化を目指すあり方もあり得るが、むしろ連携・協力して効果的な施策に立案することも合理的な観点から推奨されると思われる。

本件の場合であれば、少なくとも令和6年12月議会の一般質問において調査請求人が教育委員会に対して、児童見守り放送の活動については調査請求人が他の議員とも連携をしながら取り組みを進めているとの発言がなされ、また、その効果や今後の取り組みの方向性についても質問しており、教育委員会からは地域の児童生徒の見守りに対する意識高揚につながっていること、継続実施し、その回数などは地域や保護者の意見を参考にしながら適宜見直し検討を図っていくことなどが答弁されている。

調査対象議員が当時、児童見守り放送活動に関心がある（少なくともインスタグラム投稿の前段階の時点では関心があると思われる。）のであれば、同じ議場に臨んでいたのであるから、それを契機として、調査請求人と意見交換したりすることが可能であったと言える。また、それ以外の場面でも、執行部の担当課に対して施策の立案状況やこの問題に取り組んでいる議員その他の動向を調査把握してそれらを参考にしつつ自らの考えで立案することが求められるものと思われる。

同じ関心のある議員が顕在化したのであるから、より効果的には、他の議員の取り組みに接触し意見交換するなどしてさらに内容を充実させたり、役割分担するなどにより成果を向上させることを検討すべきだったと思われる。

しかしながら、調査対象議員はこの議場でのやりとり等を十分に認識しておらず、協議等による効果的な施策向上の連携の取り組みを全くせずに、自らの発案であるかのようにインスタグラム投稿をしていることは、極めて大きな問題を惹起させている。

ただし、その一方で、調査対象議員への事情聴取から当審査会が認識したのは、調査対象議員がことさらに他の議員の実績をいわば「横取り」して自らのものにしようとするような悪質な動機があったようには見受けられず、単に必要な調査を怠って結論を出して（インスタグラム投稿をして）しまったような印象を受けた。

すなわち、調査対象議員の議員としての個人的な力量が不足していたのではないかと、いわば議員としての「未成熟な」側面があったのではないかと指摘することはできても、悪質な動機など政治倫理基準に違反するとまでは断言できないというのは先の調

査結果の結論に整理したとおりである。

（２）調査請求人からの異議・訂正等要求に対する対応に関して

次に、インスタグラム投稿に対しての調査請求人からの異議ないし訂正要求に対して調査対象議員はほとんど無視に近い形で話し合いを拒否しているように見受けられるが、このことは決して評価されるものではない。

年長の議員に対して一定の配慮をしつつ、取り組みを連携したり、前述のように少なくとも自分の活動以外に同様の取り組みをしている議員がいることを理解して、一定の配慮をすべきであったと思われる。繰り返すが、そのようなことをせずにインスタグラム投稿に自らの提案が具体的に実施に結びついたと捉えかねない提供をするばかりでなく、調査請求人からの訂正、取り下げ要求にも真摯に対応していないことは不適切で不誠実なものと言わざるを得ない。

一方、当審査会がこのような調査対象議員の不適切な対応を政治倫理基準にただちに違反するとはいえないとしたことについては、議員の発言や情報提供は多ければ多いほどよく、その価値や妥当性も含めて住民が取捨選択すべきであり、議員がその言動を自制することは基本的には好ましくないと考えることによる。そして、調査請求人の思いやこれまでの活動に敬意を払うならば、真摯に解決の場の設定や協議に臨んで、最終的には謝罪するなどにより解決を図ることが合理的な判断であると思われるが、調査対象議員は先に指摘した「未成熟な」言動あるいは判断により施策実施が自分の発案に関連するものであると、いわば思い違いしてきていることもあり、また、調査請求人が、ある意味強引な言い回しと思われる手法により訂正・削除を求めたことなどから早期の謝罪に結びつけることができなかったものとも推測される。

つまり、調査請求人の活動に対する敬意や調査請求人からの求めに応じないことがいかに調査請求人の心証を害するかについて、十分な「想像力」に欠ける側面が調査対象議員にはあったのではないかとと思われるのである。すなわち、適当な想像力を持つ者であれば、自らのインスタグラム投稿の不適切さを顧みて、調査請求人に対する早期の謝罪や訂正等の措置を講じることが期待できるが、それに及ばなかったということに調査対象議員の十分な想像力に欠けることが原因であると考えるのである。これもある意味悪質性というよりも現時点での資質の問題に帰結することから、政治倫理基準にただちに違反するとまではいえないと判断したものである。

（３）本件事案を議会全体の問題としてクローズアップさせた行動に関して

前述したように、調査請求人が調査対象議員に対し、インスタグラム投稿について指摘し幾度も削除や謝罪を要求した事実については、調査対象議員としては、調査請求人から度重なる強い発言・要求があり、恐怖とストレスを感じたことにより、調査対象議員は議員間のトラブルと判断し、議長に対するトラブル報告書及び会派としての追加報告書提出に至ったことが、調査対象議員の聴取によって確認できた。

逆にこのことについて、調査請求人としては「議会を巻き込んで調査請求人に対し

て圧力を加えるかのような対応をされた」と指摘しているものである。

このことを考えるに際しては、議会は「言論の府」としてあらゆる問題を住民自治の観点から熟議により問題解決・施策審議に当たる場であることを十分に認識することが必要であると思われる。

この観点からすると、調査対象議員が、「議員としての未成熟な状況」「十分な想像力を欠いた状況」で本件事案を惹起させたという前提に立てば、その解決を議会に求めることは十分にあり得ることであり、隠蔽等の問題が引き起こしてきた全国自治体の不祥事などから鑑みるに、おおやけの下にさらして議論することで市民においてもどんな問題が起きているのかを知る契機になることであり、否定されるばかりでなく、逆に推奨されてもよい場合もあるかもしれない。

しかしながら、本件事案は、もともとは調査請求人と調査対象議員との関係で生じたものであり、一方の調査請求人の意向が個人間で解決すべきものと考えているわけであるから、議員全員協議会や議会運営委員会の場に報告する際には事前に当事者の調査請求人の内諾、了解を取っておくべき性格のものであると考えられる。

そのようなこともなしに、今回の報告に及んだことは、問題を解決するどころか、問題を大きくしてしまい、さらに調査請求人を追い込むことになることは容易に想像できるものである。その意味で、改めて、調査対象議員の想像力の欠如が指摘されるのである。

この点についても、これまでの検討と同様に政治倫理基準違反の問題というよりも、議員の想像力の欠如といった資質の問題に帰結するものと思われる。

4 本件事案の今後の方向性

当審査会は、政治倫理に関する審査を行う組織であるが、本件事案については当事者の問題である一方で、市民のための施策立案を目指してのトラブルともいえるものであるので、早期の解決が望ましいと強く思う。

本件事案は、両名による意見交換・議論が行われていれば、児童見守り放送という特定の施策に関する論点や争点を明確にし、それぞれの意見の背景にある考え方や視点が共有され、また相互協力することにより、より積極的な事業展開が可能になったものと考えられることから、一貫して相互間での解決が望ましかった事案であると言える。

仮に、調査対象議員が問題の本質を早期に理解して、早期の話し合いの申し入れなどの姿勢があったとするならば、調査請求人も穏当に話し合いがなされ、ここまで再三に訂正要求等がなされなかったものと推察される。余計なことかもしれないが、ここは、調査請求人には年長者としての寛容な振る舞いによって問題を長引かせることなく、もっと言えば調査請求人の健康問題に発展することなく解決に導いていただきたかったところでもある。

今回、この問題の解決方向性として、調査請求人は、調査対象議員による謝罪、それも面談は調査請求人の健康問題にも影響があるため、謝罪を「議会だより」という

議会広報により行うべき、さらには、議会全体の知るところとなった会派による議長への「議員間トラブル報告書」の提出に関しても強く異議を申し立てており、会派を交えての謝罪も含めて求めているところである。

もともとは、調査対象議員の十分な調査をしないままにインスタグラム投稿に及んだ未成熟な対応や調査請求人からの異議に対する想像力を欠いた対応が原因であることから、当審査会としては、調査対象議員による調査請求人への謝罪等による解決が望ましいと思われる。

調査請求人による強い要求はこれを超えるものであるが、これについては、調査対象議員の認識や判断に待たざるを得ないものとする。当審査会は謝罪の方法について進言することは控えるが、解決する一助として調査対象議員としては調査請求人の思いに十分に配慮することが適当と考える。

当審査会としては、本件事案について、第一に、本来、児童見守り放送について個人による確認、協力等がなされていればこのような事態にならなかったものと考えられ、本題となっている調査対象議員によるインスタグラム投稿に関し調査請求人が指摘した段階であっても、早期の謝罪申し入れも含めた双方の歩み寄りによって、一定の解決がなされた可能性は大いにあると考察した。そして第二に、今後の収束に向けた一助として、調査請求人が要望する謝罪の態様を調査対象議員においては熟慮された上で早期に実現されることが望ましいとするとともに、改めて市民の代表として相手方への考慮や配慮のなかで、議員はその職務に万全に責任を果たすという重責があることを今一度振り返っていただき、今回の経過におけるような言動でよいのか、深く思慮されたいと考えるものである。また、今後において、今回のような議員間における事案が発生した場合には、当事者間において当然に解決されることを期待するところである。

最後に、当審査会としては、調査対象議員に対してはその資質にかかわるある意味厳しい指摘をしたので、調査対象議員からすると容易には納得できないものかもしれない。その点について誤解のないように申し添えると、本件事案については、漫然とした議員活動においてならば生じるものではなく、積極的な議員活動の中で生じているということは間違いないと思われる。ただ、その表現や言動の仕方に議員として求められる資質に不十分な点があったことは否めないで、今後、市民の負託を受けた議員として十分な調査や検討において、また他の議員や執行部との密接な連携により、よりよい施策提案・審議に結びつくような活動に取り組むことなどが望まれる。

以上、当審査会としては、調査対象議員及び神栖市に対し、上記調査結果及びこの理由に記述した意見のとおり、申し添えるものである。

5 審査の経過

(1) 第1回審査会（令和7年8月19日）

主な内容

①審査会の運営について

- ・審査会において必要な調査及び審査を行うに当たり、会議の公開・非公開について審議した。
- ・審議の結果、本件は調査請求人の個人的な内容を含んではいないものの、委員の自由闊達な意見の妨げとならないようとの配慮から、委員長を含む全会一致で会議は非公開とすることを決定した。

②市民の調査請求について

- ・令和7年7月24日、調査対象議員が政治倫理基準に違反している可能性が高いと主張し、これを証する書類のほか、224人の連署を添えて、神栖市議会議長宛に調査請求書が提出された。
- ・提出された連署については、議会事務局において審査を行い、208人の署名が有効であるとし、令和7年7月25日に神栖市議会議長から神栖市長宛に調査請求書の写しが提出された。
- ・令和7年7月29日、神栖市長から本審査会委員長宛に本件調査の依頼があった。
- ・市民の調査請求については、形式的な要件を満たすことから審査会で調査すべき案件とした。

③調査請求内容の確認について

- ・審査会において必要な調査及び審査を行うに当たり、調査請求書を提出した調査請求人及び調査対象議員に対し確認すべき事項があるため、質問事項等をまとめ、文書にて回答を求めることとした。
- ・当市関係部署に対しても同様に確認すべき事項を整理し、文書にて回答を求めることとした。

(2) 第2回審査会（令和7年9月12日）

主な内容

①審査会の運営について

- ・審査会において必要な調査及び審査を行うに当たり、会議の公開・非公開について審議した。
- ・審議の結果、会議の性質上、特定の個人が識別された上で、調査請求人や調査対象議員について議論することとなり、そのような配慮から、委員長を含む全会一致で、審議内容に応じて会議は一部公開とすることを決定した。

②市民の調査請求に係る調査及び審査について

- ・審査会において必要な調査及び審査を行うに当たり、調査請求人、調査対象議員及び関係部署に対し確認すべき事項があるため、質問事項等をまとめ、文書

にて回答を求めたところ、その質問事項に対する回答がそれぞれ文書で提出された。

- ・この質問事項に対する調査請求人及び調査対象議員からの回答については、あらためて面談口頭にて確認する必要があると判断し、調査請求人及び調査対象議員に出席を求め、それぞれに聞き取りを行った。
- ・聞き取りにより、必要な事項を確認することができたため、調査請求人及び調査対象議員に対する必要な調査及び審査を終了した。
- ・調査請求人から提出された調査請求書の記載内容、調査対象議員による回答書や聞き取り等をもとに慎重に審議を行った結果、調査対象議員が行った行為は、神栖市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理基準にただちに違反するとまではいえないと判断した。

(3) 第3回審査会（令和7年10月1日）

主な内容

①審査会の運営について

- ・審査会における最終的かつ重要な意思形成過程において、外部の目に触れるなど関与を受けることにより、自由・広範な議論に支障を及ぼし、適切な意思決定の確保が損なわれるおそれがあるとの配慮から、委員長を含む全会一致で非公開とすることを決定した。

②調査結果報告書について

- ・調査結果報告書には、政治倫理基準違反の存否に加え、次のことを当審査会の意見として申し添えることとした。
- ・インスタグラム投稿について、調査請求人への配慮が著しく欠けていたことは否めない。
- ・施策提案に対する当事者間の真摯な話し合い、議論を行う等の対応が真に求められたものと考えられ、調査対象議員は、これらの点について真摯に認識し、調査請求人への必要な配慮等を尽くし、市民の代表たる議員としてふさわしい対応を講じることが必要と思われる。
- ・調査請求人にあつては、インスタグラム投稿内容を虚偽の事実として認識したうえで、調査対象議員に対し、投稿内容の削除等や謝罪を要求したにも関わらずそれに応じなかったことを大きな問題としており、その部分では当審査会も概ね同様の認識があるが、調査請求人の要求の態様により調査対象議員が早期に謝罪を申し入れる機会を失わせざるを得なかったことも想定しうる。
- ・この問題は、両者において児童見守り放送が積極的に推進していくべき施策との共通認識があることを前提とするならば、これまでの議員活動の中で互いが議論、協力するなどを経て、より良い施策提言に結びつけるようなこともあり得たわけであり、今般のような事案発生も生ぜず、議員当事者間において円満に解決できるような事案であったものとも考える。